

役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三河福社会（以下「法人」という。）の定款第8条に基づき役員・評議員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

(1) 役員・評議員報酬

(2) 役員・評議員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員・評議員報酬)

第4条 役員・評議員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会・評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

3 この法人の役員の報酬額は、年間 理事 220,000円 監事 80,000円以内とする。

(役員・評議員報酬の支払)

第5条 役員・評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、令和5年4月1日から実施する。